

処 分 基 準

平成 16 年 3 月 18 日

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第 75 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要	自動車の使用制限命令
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第 26 条の 7 (自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準	<p>道路交通法施行令第 26 条の 7 に規定する指示に係る使用制限の処分基準に該当することとなった自動車の使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別紙に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通指導課
備 考	

別紙

処分量定の基準

前 歴	累積点数 車種	2点又は	4点又は	6点から	9点以上
		3点	5点	8点	
な し	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一 回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二 回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三 回 以 上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

注：1 「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

：2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

：3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。